## 香美町スポーツ指導者養成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、資質及び能力の高いスポーツ指導者を養成し、その指導者 の指導により、スポーツへの取り組み方、能力及び技術の向上並びに礼儀を高 めることを目的とする。

(補助対象者)

- 第2条 補助対象者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。ただし、教育 委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。
  - (1) 町内に住所を有する者
  - (2) 町内に所在地を有するスポーツ団体の指導者
  - (3) 指導するスポーツの一定の知識を有し、適正な指導ができる者
  - (4) 教育委員会の要請に応じて、スポーツの指導ができる者
  - (5) 専ら営利を目的としない者
  - (6) 同一年度内に、この要綱に基づき補助金の交付を受けていない者 (補助対象経費)
- 第3条 補助対象経費は、指導者の資質向上のための講習会又は資格取得等に要する経費のうち、交通費、宿泊料及び受講料等とする。ただし、交通費及び宿泊料は、香美町職員等の旅費に関する条例(平成17年香美町条例第43号)に定める金額を上限とし、食事料は対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の50パーセント 以内の額とする。ただし、1人あたり50,00円を上限とする。

(補助金の交付)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、香美町補助金等交付規則 (平成17年香美町規則第37号)の規定により、補助金の交付申請の手続を しなければならない。 (報告)

第6条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、当該事業実施後、速やかに 香美町スポーツ指導者養成事業報告書(様式第1号)を教育委員会に提出しな ければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

この告示は、令和4年4月25日から施行する。

提出日:令和 年 月 日

## 香美町スポーツ指導者養成事業報告書

スポーツ団体名	•

## 指 導 者 名:

項目	内 容
実施日	令和 年 月 日 ~ 月 日
実施場所	
スポーツの種目	
講習等の内容	•
	•
	(内容)
	•
講習等により今	•
後指導できる内	(効果)
容とその効果、	•
指導可能な範	•
囲、期間	(範囲)
	•
	(期間)
	•
教育委員会から	(要望を受けての指導可能な内容)
の要望で指導で	•
きる内容	•
中学校、高校の	(部活動指導者登録の有無)
部活動指導者登	・中学校 ( 有 ・ 無 )
録の有無	<ul><li>・高校 ( 有 ・ 無 )</li></ul>